

## 外国語学部ティーチング・アシスタントについて

外国語学部のティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）に受け入れられた者は、下記事項に留意すること。

### 1. TA制度の目的

優秀な学生をTAとして、指導教員（授業担当教員を含む。以下同じ。）のもとに教育支援業務（事務的・管理的業務を除く。以下同じ。）に従事させ、学部教育等におけるきめ細かい指導を実現し、教育者としてのトレーニングにより、教育指導能力の育成を図る機会を提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とすることを目的とする。

### 2. TAの種類

TAは、ジュニア・ティーチング・アシスタント（以下「JTA」という。）とシニア・ティーチング・アシスタント（以下「STA」という。）に区分する。

### 3. 資格

- (1) JTAとなることができる者は、博士前期課程、博士後期課程に在籍する優秀な学生とする。
- (2) STAとなることができる者は、博士後期課程に在籍する優秀な学生のうち、TAの経験（他大学での経験を含む。）が18時間以上あり、教育を担当する理事が実施するSTAのための講習（受入れ予定日から起算して4年以内に実施されたものに限る。）を受講した者（応募段階での受講見込み者を含む。）とする。

### 4. 業務内容

- (1) JTAは、指導教員のもとに学部学生に対する教育支援業務を行うものとし、業務内容は、次のとおりとする。
  - ①授業前の業務内容  
授業資料の作成補助・準備、授業用機器の準備・設置等
  - ②授業中の業務内容  
授業中の補助業務（出欠確認、資料配付、質問に対する回答、機器の操作等）
  - ③授業後の業務内容  
出欠の整理並びに資料の整理等・レポートや試験の整理及び点検補助等
- (2) STAは、指導教員のもとに前項に定める教育支援業務を自ら計画・準備して行うことを主たる業務内容とする。

### 5. 受入期間

年度毎に受け入れ、原則として当該年度の2月末日までの期間内とする。

### 6. 業務時間

原則として月40時間（週10時間程度）以内とする。ただし、学業などに支障のない範囲とする。

## 7. 報酬

(1) J T Aの報酬は、次のとおりとする。

①博士前期課程の学生 1時間あたり1, 200円

②博士後期課程の学生 1時間あたり1, 300円

(2) S T Aの報酬は、1時間あたり1, 600円とする。

## 8. 報酬の支給

報酬は、従事した当該月の末日までに箕面事務室庶務係（以下「庶務係」という。）に提出されたティーチング・アシスタント従事報告書（以下「従事報告書」という。）によりその実績を確認のうえ、従事した月の翌月17日（注）に、銀行口座振込みにより支給する。なお、当該月の末日までに従事報告書が提出されなかった場合、当該月は従事しなかったものとして取り扱うので、十分注意すること。

※従事報告書が出勤簿を兼ねることとなるため、遺漏のないよう記入し提出すること。

（注）報酬の支給日について

原則、毎月17日に支給されるが、17日が土曜日にあたる時はその前日に、日曜日にあたる時はその前々日に支給される。ただし、その前々日が休日にあたる時は18日に支給される。

## 9. 業務上の義務等

(1) 業務を行うにあたっては、指導教員の指示に従うこと。

(2) 定められた従事時間内は、業務に専念しなければならない。

(3) 実習等に従事する場合は、指導教員の指示に従い、事故防止に十分注意すること。事故が発生した場合の対応策は、普段から十分に確認しておき、万一事故が発生した場合は、指導教員等に直ちに連絡をとるとともに、機敏な措置をとること。

(4) 従事報告書に記入する従事時間数は、教育支援業務に従事した時間数を記入すること。

(5) 定められた業務時間に従事できない場合は、事前に当該指導教員の承諾を得ること。

(6) 年度途中で修了、退学又は休学する者は、必ず事前に庶務係に申し出て、辞退等の手続きを行うこと。

## 10. その他

原則として、T Aとリサーチ・アシスタント、学内アルバイト（科学研究費補助金・委任経理金・運営費交付金によるもの）又はチューターを兼ねて従事することはできない。

### 附 則

（施行期日）

1 この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

（外国語学部ジュニア・ティーチング・アシスタントについての廃止）

2 外国語学部ジュニア・ティーチング・アシスタントについて（平成24年3月8日外国語学部教授会決定）は、廃止する。